

三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略

平成28年3月

三芳町

目次

第1章 三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にあたって	1
1. まち・ひと・しごと創生の趣旨	1
2. 国の長期ビジョンと総合戦略について	1
(1) 国の長期ビジョン	1
(2) 国の総合戦略	3
3. 埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略について	4
(1) 埼玉県の総合戦略の位置づけ	4
(2) 埼玉県の総合戦略の基本目標	4
4. 三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要	5
(1) 三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略の趣旨	5
(2) 三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置づけ	5
(3) 計画期間	6
(4) 策定にあたっての体制	6
(5) 計画のフォローアップ	6
第2章 三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略	7
1. 三芳町の人口推計と人口ビジョン	7
2. 人口ビジョン実現のための考え方	8
3. 三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標	9
4. 三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標と施策一覧	10
5. 基本目標ごとの施策	13
基本目標Ⅰ 安定した雇用を創出する	13
(1) 就労支援の充実	13
(2) 生産・流通拠点の基盤整備の充実	14
(3) 農業振興と6次産業プラスによる地域ブランド開発	14
(4) 地域のシンボリック賑わい空間の創出	15
基本目標Ⅱ 新しいひとの流れをつくる	16
(1) 昼間人口の夜間人口化の推進	16
(2) 住宅対策と定住促進	16
(3) 町外者を呼び込むシティプロモーション	17
基本目標Ⅲ 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる	19
(1) 仕事と生活の調和の推進	19
(2) 出会いから結婚・出産までの支援	19
(3) 子ども・子育て支援の充実	20

(4) 保育サービスの充実	21
(5) 教育の充実	22
(6) 地域の特性を活かした子育て環境の充実.....	23
基本目標Ⅳ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携する	24
(1) 生涯活躍できるまちづくり.....	24
(2) 誰もが快適で暮らしやすいまちづくり	24
資 料	27
資料1 三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員名簿	28
資料2 三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例.....	29

第1章 三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にあたって

1. まち・ひと・しごと創生の趣旨

我が国は、平成20年（2008年）をピークとして人口減少局面に入っており、今後も加速度的に人口減少が進むと予想されている。人口減少は、住民の経済力の低下や地域社会のさまざまな基盤の維持が困難になるなど、地域経済への大きな重荷となることが懸念されている。

この人口減少社会に歯止めをかけるために、国は、平成26年（2014年）11月に「まち・ひと・しごと創生法」を施行した。この法律は、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住み良い環境を確保し、将来にわたり活力ある日本社会を維持していくために、「まち・ひと・しごと」創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的としている。

また、平成26年（2014年）12月には、日本の人口の将来について示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（国の長期ビジョン）と、これを踏まえた5か年の政策目標や施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（国の総合戦略）を策定した。

まち・ひと・しごと創生は、国と地方が一体となり、中長期的視点に立ち、取り組む必要があることから、都道府県と市区町村においては、国の長期ビジョンおよび総合戦略を勘案しつつ、人口減少社会の克服と地方の創生に向け、「地方人口ビジョン」および「地方版総合戦略」を平成27年（2015年）度中に策定することが求められた。

2. 国の長期ビジョンと総合戦略について

（1）国の長期ビジョン

国の長期ビジョンでは、日本の現状と将来の人口について示し、人口問題に関する国民の認識の共有をめざすとともに、今後取り組むべき将来の方向性を示している。

●人口問題に対する基本認識

- 人口減少時代の到来
- 人口減少が経済社会に与える影響
- 東京圏への人口の集中

●今後の基本的視点

- 「東京一極集中」を是正する。
- 若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する。

○地域の特性に即して地域課題を解決する。

●めざすべき将来の方向

前述の人口問題に対する基本認識と今後の基本的視点を踏まえ、めざすべき将来の方向として次のような点をあげている。

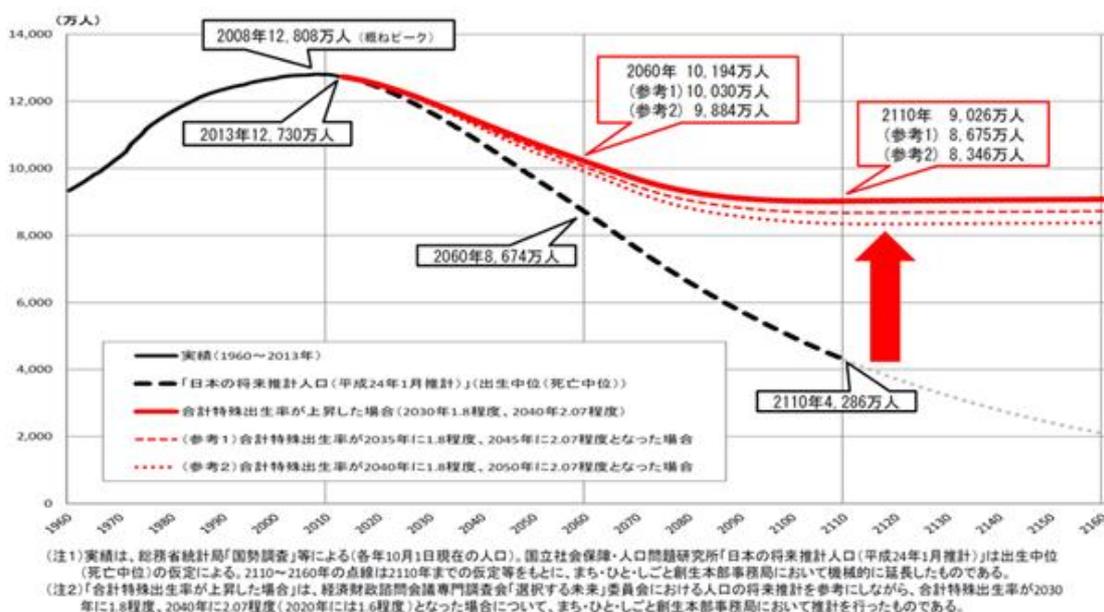
①活力ある日本社会の維持

- 人口減少に歯止めをかける。
- 若い世代の希望が実現すると、出生率は1.8程度に向上する。
- 人口減少に歯止めがかかると、2060年（平成72年）に1億人程度の人口が確保される。
- さらに、人口構造が「若返る時期」を迎える。
- 「人口の安定化」とともに「生産性の向上」が図られると、2050年（平成62年）代に実質GDP成長率は、1.5～2%程度が維持される。

②地方創生がもたらす日本社会の姿

- 自ら地域資源を活用した多様な地域社会の形成をめざす。
- 外部との積極的なつながりにより、新たな視点から活性化を図る。
- 地方創生が実現すれば、地方が先行して若返る。
- 東京圏は、世界に開かれた「国際都市」への発展をめざす。

我が国の人口の推移と長期的な見通し



(2) 国の総合戦略

国の総合戦略は、長期ビジョンを踏まえ、平成 27 年度（2015 年）を初年度とする今後 5 か年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめており、次の 4 つの基本目標や政策 5 原則を定めている。

●基本目標

基本目標① 地方における安定した雇用を創出する

基本目標② 地方への新しいひとの流れをつくる

基本目標③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本目標④ 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに地域と地域を連携する

●政策 5 原則

○自立性

各施策が一過性の対症療法的なものにとどまらず、構造的な問題に対処し、地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるようなものであるようにする。

○将来性

地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置く。

○地域性

国による画一的手法や「縦割り」的な支援ではなく、各地域の実態に合った施策を支援することとする。

○直接性

限られた財源や時間の中で、最大限の成果を上げるため、ひとの移転・しごとの創出やまちづくりを直接的に支援する施策を集中的に実施する。

○結果重視

効果検証の仕組みに伴わないバラマキ型の施策は採用せず、明確な PDCA メカニズムの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行う。

3. 埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略について

(1) 埼玉県の総合戦略の位置づけ

埼玉県は「埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、県の人口の現状と今後10年さらには50年後の将来の人口の構造的な変化の見通しを示すとともに、そこから生ずる基本的な課題に対して、国の総合戦略に呼応して今後5年間（平成27年度から平成31年度）（2015年度から2019年度）で推進すべき取り組みについて、県の施策の基本となる5か年計画等から抽出し、まち・ひと・しごと創生の観点から体系化して示すとしている。

また、県内市町村においては、地域により人口の増減や高齢化の状況が異なっており、また、人口の構造的な変化によって地域が抱える課題には、市町村が単独で解決できないものも多い。このため、県内9か所の地域振興センターが核となり、課題を同じくする地域内での市町村間の連携を促すとともに、県と市町村の連携による取り組みを推進していくとしている。

さらに、埼玉県が一角を占める東京圏における高齢化・少子化の問題は、埼玉県を含む一都三県で協力して対応することにより効果的な取り組みが図られる。このため「九都県市首脳会議」や「一都三県の地方創生に関する連絡会議」等を活用して東京圏の連携により取り組みを進めるとしている。

(2) 埼玉県の総合戦略の基本目標

埼玉県の総合戦略は国の基本目標を勘案し、かつ本県の人口等の実態を踏まえた①生産年齢人口の減少への対応、②社会増の適切な維持、③自然減・少子化への対策、④異次元の高齢化への対応、の基本的な課題を基に、次のような4つの基本目標と施策の方向性を定めている。

[基本目標1] 県内における安定した雇用を創出する

- 生産年齢人口減少に対応した潜在的な人材の活用
- 魅力的な雇用を創出する県内産業の振興

[基本目標2] 県内への新しいひとの流れをつくる

- 埼玉県からの人材の流出の減少
- 埼玉県への人の誘導

[基本目標3] 県民の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- 結婚・出産・子育てへの支援

[基本目標4] 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る

- 健康長寿と医療・福祉サービスの連携・充実
- くらしやすいまちづくりの推進

4. 三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要

(1) 三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略の趣旨

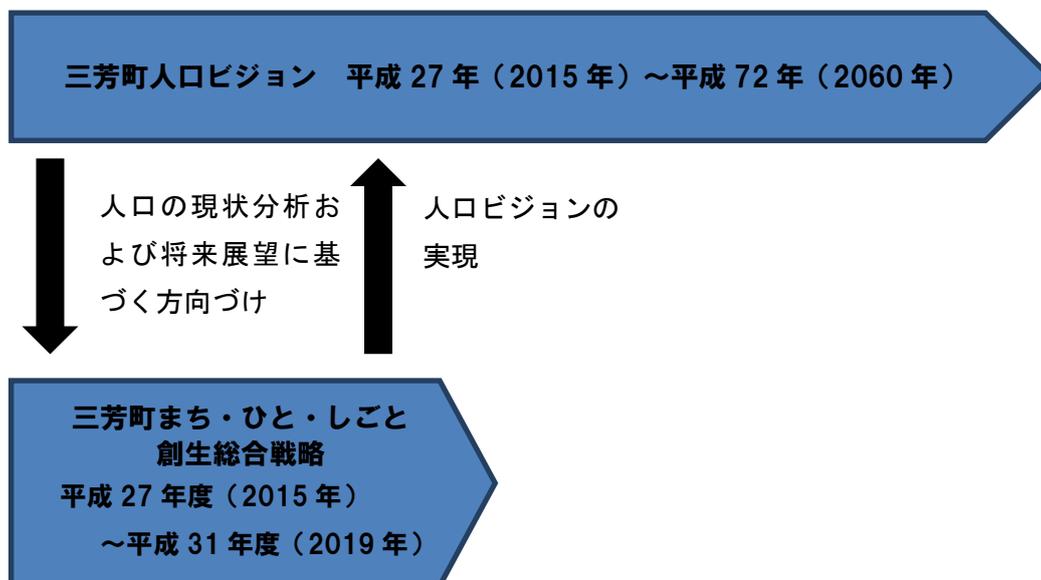
我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的に、平成 26 年（2014 年）11 月にまち・ひと・しごと創生法が制定された。

三芳町においても、今後は、少子高齢化および人口減少が進行することが見込まれ、地域の活力の低下など多方面に大きな影響が及ぶことが懸念されている。持続可能なまちとして、地域の活力を維持、向上させていくためには、これらの課題に正面から向き合いまちづくりを進めていく必要がある。

そこで、人口減少、少子高齢化等の社会構造の変化を見据え、行政サービスのあり方を時代に合ったものへと見直すとともに、町の特色を活かした活力あるまちを創造することを目的に、三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するものである。

(2) 三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置づけ

「三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、人口の現状と将来展望を示した「三芳町人口ビジョン」を踏まえ、そのビジョンを実現し、将来にわたって活力ある地域を維持、推進するための計画として策定するものである。



(3) 計画期間

三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間は、平成 27 年度（2015 年度）から平成 31 年度（2019 年度）までの 5 年間とする。なお、国や埼玉県の動向や町の状況の変化に対応し、必要に応じて見直しを行う。

(4) 策定にあたっての体制

総合戦略の策定にあたり、「三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会」を立ち上げ、幅広い見地からの意見を聴取するとともに「三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略本部」により策定する体制を整備する。

(5) 計画のフォローアップ

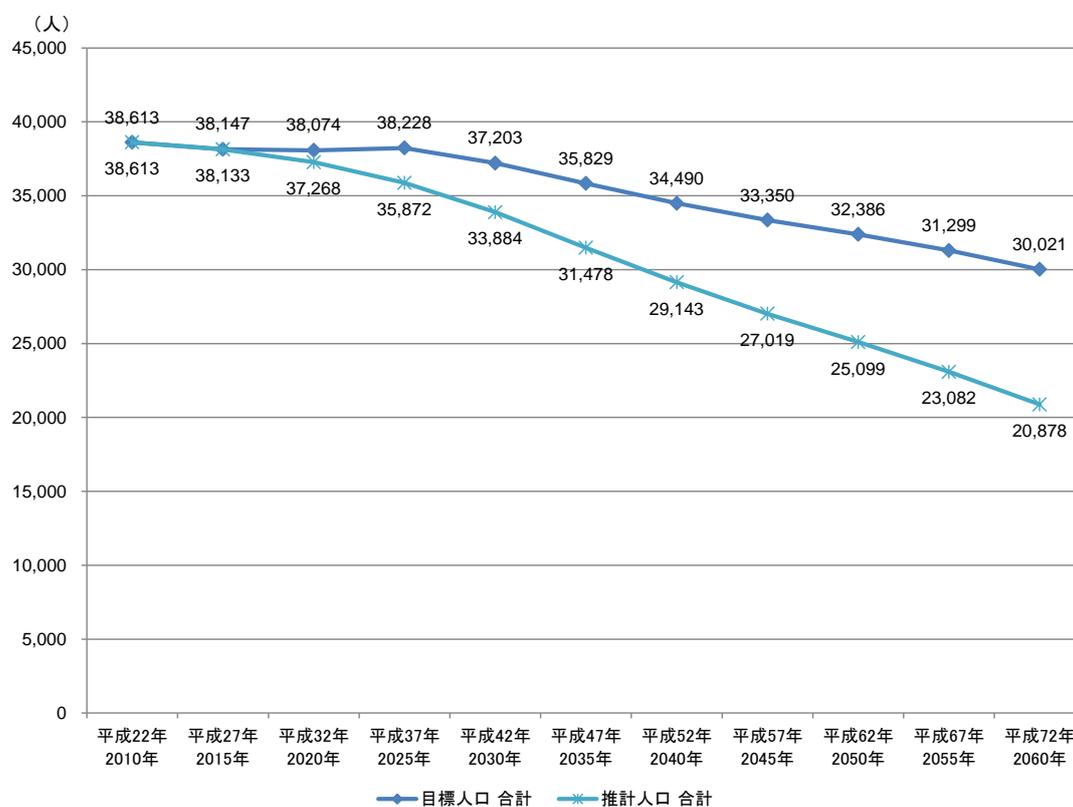
町は、本戦略に掲げた目標や具体的な施策・事業における KPI（重要業績評価指標）について定期的に点検、進捗管理を行い、三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会の意見を聴いて、三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略本部で検討・見直しを行う PDCA サイクルを確立し、本戦略の確実な推進を図っていく。

第2章 三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略

1. 三芳町の人口推計と人口ビジョン

最近の住民基本台帳人口の減少を反映したコーホート要因法による人口推計によると、平成52年(2040年)には3万人を切り、平成72年(2060年)には、およそ2万人まで人口が減少することが見込まれているが、今後、出生率の向上および社会移動に関する対策を講じることにより、平成72年(2060年)においても3万人台の人口を維持することをめざす。

三芳町の人口推計と目標人口



2. 人口ビジョン実現のための考え方

(1) 出生率について

出生率については、出産適齢女性が減少する中で、子育て環境の充実を図ることにより、出生数の減少に歯止めをかけ、平成42年(2030年)頃までに国や埼玉県がめざす1.8と同水準の出生率まで向上を図る。

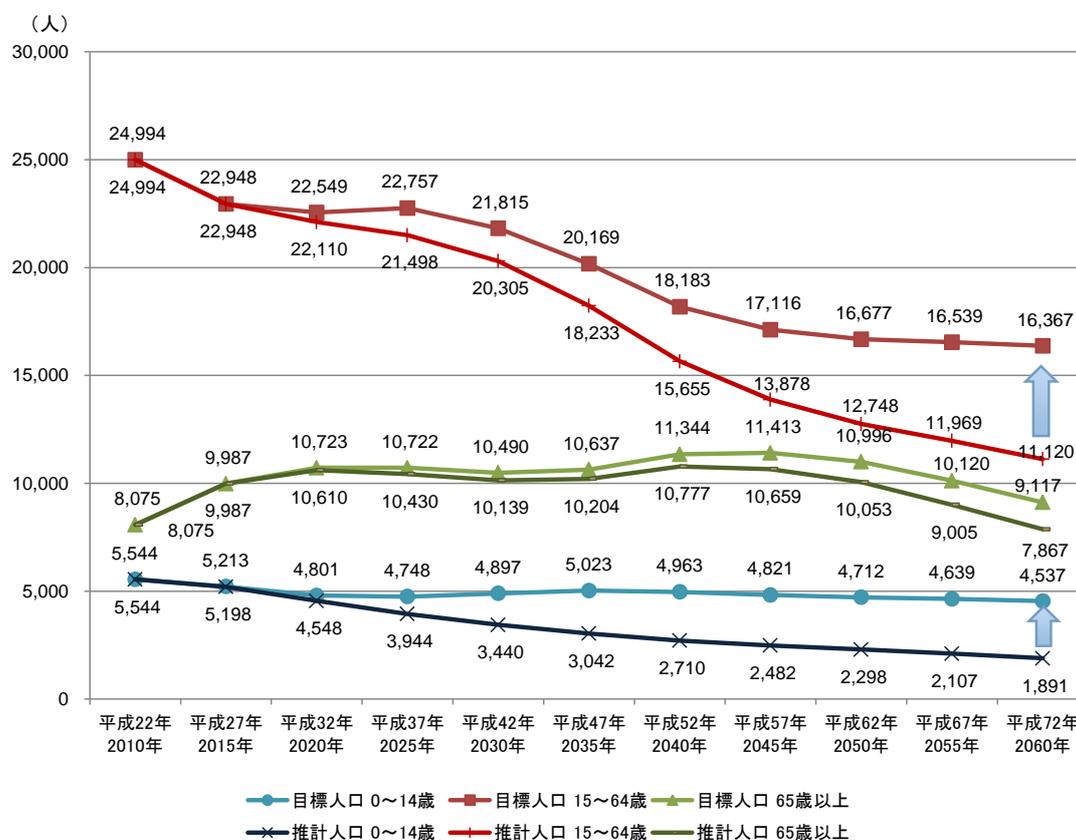
(2) 社会移動について

社会移動については、昼間人口の夜間人口化(職住接近の推進)や優良住宅地の供給等により、20代から40代を中心としながら幅広い世代の転入、定住を促進する。

(3) 年齢3区分の目標人口

目標人口を年齢3区分別に見ると、出生率の向上と20代から40代を中心としたファミリー層の転入増を継続的に図ることで、15歳から64歳の生産年齢人口の減少を抑制し、15歳未満の年少人口の維持を図ることができる。

年齢3区分別の推計人口と目標人口



3. 三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標

人口ビジョンの実現を図るため、三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標を次のように定める。

基本目標Ⅰ 安定した雇用を創出する

～優良な企業を誘致し、活気あふれる元気なみよし～

良好な道路交通アクセスや自然災害が少ないなどの立地環境を活かした積極的な企業の誘致・留置に取り組み、企業に選ばれる町をつくる。これにより雇用の創出を図る。

基本目標Ⅱ 新しいひとの流れをつくる

～子育て世代の定住化とトカイナカみよしを楽しむ～

「トカイナカみよし」は、都心から30キロにありながら、緑が豊かな落ち着いた自然環境と都市農業が盛んで体験型の観光ができる町という特性を表したものである。町の魅力を磨き、価値を高めていくことで、住んでよし、訪れてよしの三芳町を積極的にプロモーションし、定住人口・交流人口を獲得する。

基本目標Ⅲ 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる

～みよしの特性を活かした魅力的な子育て環境をつくる～

若い世代が安心して結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえられるよう、みよしの特性を活かした子育てしやすい環境を整備し、「子育てするなら、みよし」と実感できる町をつくる。

基本目標Ⅳ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携する

～誰もが安心して、いつまでも住み続けたい町みよし～

協働のまちづくりを促進するとともに、地域拠点の整備等、多世代交流や地域コミュニティの維持・活性化を図り、子どもから高齢者までのすべての人が快適に暮らし、生涯にわたり活躍できる、いつまでも住み続けたい町をつくる。

4. 三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標と施策一覧

各基本目標を実現するために次のような施策を展開していく。

基本目標	施策
<p>基本目標Ⅰ 安定した雇用を創出する ～優良な企業を誘致し、活気あふれる元気なみよし～</p> <p>【数値目標】 若年者就業率 平成 22 年 57.2% 平成 31 年 58.0% 認定農業者数 平成 26 年 87 人 平成 31 年 100 人</p>	<p>(1) 就労支援の充実 ○就労支援事業 ○勤労者生活安定対策事業 ○勤労意欲の醸成事業 ○創業支援事業 ○女性活躍推進事業</p> <p>(2) 生産・流通拠点の基盤整備の充実 ○生産・流通拠点交通基盤整備事業 ○企業の誘致・留置事業</p> <p>(3) 農業振興と 6 次産業プラスによる地域ブランド開発 ○みよし野菜のブランド化事業 ○環境保全型農業推進事業 ○後継者育成と担い手農家の育成事業 ○6 次産業プラスによるブランド開発事業</p> <p>(4) 地域のシンボリック賑わい空間の創出 ○三芳賑わいバザール公園整備事業</p>
<p>基本目標Ⅱ 新しいひとの流れをつくる ～子育て世代の定住化とトカイナカみよしを楽しむ～</p> <p>【数値目標】 通勤通学者町内常住比率 平成 26 年 27.1% 平成 31 年 27.5% 定住意向 平成 26 年 80.4% 平成 31 年 83.0%</p>	<p>(1) 昼間人口の夜間人口化の推進 ○職住接近プロジェクト事業</p> <p>(2) 住宅対策と定住促進 ○魅力ある住宅開発調査事業 ○土地区画整理促進事業 ○空家活用定住促進事業 ○金融機関との連携事業</p> <p>(3) 町外者を呼び込むシティプロモーション ○町内公共交通整備事業 ○スマート I C フルインター化整備事業 ○観光資源の活用と観光拠点整備事業 ○町の魅力発信と観光推進事業 ○ふるさと納税推進事業 ○ロケーションサービス推進事業 ○オリンピック・パラリンピック効果の活用</p>

<p>基本目標Ⅲ 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる～みよしの特性を活かした魅力的な子育て環境をつくる～</p> <p>【数値目標】 年間婚姻届出数 平成 26 年 103 人 平成 31 年 120 人 保育所待機児童数 平成 27 年 5 人 平成 31 年 0 人</p>	<p>(1) 仕事と生活の調和の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援による仕事と生活の調和事業 ○職住接近による仕事と生活の調和事業 <p>(2) 出会いから結婚・出産までの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○出会いの場創造事業 ○結婚・出産に対する支援事業 ○不妊に関する相談と治療費助成事業 ○多子世帯の支援事業 <p>(3) 子ども・子育て支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域ぐるみの子育て環境整備事業 ○子育て支援センター事業 ○ファミリーサポート事業 ○ひとり親家庭支援事業 ○貧困家庭児童支援事業 ○虐待防止児童相談事業 ○児童館における乳幼児親子支援事業 ○母子保健対策充実事業 ○こども医療費助成事業 <p>(4) 保育サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育所の多機能化推進事業 ○保育施設整備事業 ○多様な保育サービス充実事業 ○放課後児童クラブ（学童保育室）整備事業 ○児童館機能充実事業 <p>(5) 教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育内容の充実事業 ○就園奨励・就学支援事業 ○学校図書館の整備・運営事業 ○時代の変化に対応する教育の推進事業 ○学校施設・設備整備事業 ○青少年健全育成事業 <p>(6) 地域の特性を活かした子育て環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○親子参加型事業 ○情操豊かな子どもの育成事業
---	---

<p>基本目標Ⅳ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携する～誰もが安心して、いつまでも住み続けたい町みよし～</p> <p>【数値目標】 住みやすさ（住民意識調査）</p> <p>平成 26 年 82.9% 平成 31 年 85.0%</p>	<p>(1) 生涯活躍できるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○まちづくりボランティアやNPOの育成とネットワーク事業 ○健康長寿プロジェクト事業 ○高齢者の就労等社会参加推進事業 <p>(2) 誰もが快適でくらしやすいまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歩道の整備等バリアフリー事業 ○藤久保拠点施設整備事業 ○緑のトラスト保全活用事業 ○住居表示整備事業 ○地域間連携推進事業
--	--

5. 基本目標ごとの施策

基本目標Ⅰ 安定した雇用を創出する

～優良な企業を誘致し、活気あふれる元気なみよし～

(1) 就労支援の充実

【施策の方向性】

就労支援を充実させることで、勤労者の生活の安定、勤労意欲の向上を図り、住民が安心して仕事に就くことができる環境を整え、特に若年層の就労対策に取り組み、定住意向を向上させる。

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標	基準値 (平成 26 年)	目標値 (平成 31 年)
若年者の就業率	57.2%(平成 22 年)	58.0%
役場女性管理職登用の割合	26.4%	30%以上

【具体的な事業】

○就労支援事業

- ・ 公共職業安定所などの関係機関と連携して求人情報を提供し、再就職の援助や雇用の拡大に努めるとともに、職業能力開発への支援や就業に関する相談・情報提供体制の充実を図る。特に若年者の就労促進策として、企業誘致等の施策と連動させて雇用の拡大を図る。

○勤労者生活安定対策事業

- ・ 勤労者住宅貸付事業の実施など、勤労者の生活安定と福祉の向上を図り、融資制度の周知および活用促進を図る。

○勤労意欲の醸成事業

- ・ 若者層の勤労意欲の多様化などに対応するため、勤労者や事業者に対する各種セミナーを実施し、勤労意欲の醸成を図るとともに、勤労者の自立に向けた支援に取り組む。

○創業支援事業

- ・ 町内における創業や起業をしやすい環境を整備するため、産業競争力法に基づく「創業支援事業計画」における認定を受け、商工会や、地元金融機関等と連携し、ワンストップでさまざまな情報の提供をし、相談体制の整備により創業支援の充実を図る。

○女性活躍推進事業

- ・ 国の女性活躍を推進する施策に基づきながら、女性活躍に関する課題の把握を行い、ワーク・ライフ・バランスに向けた施策を推進する。女性が活躍できる環境は、女性だけでなく男性にとっても働きやすい環境であることを浸透、定着させ推進していく。

(2) 生産・流通拠点の基盤整備の充実

【施策の方向性】

生産・流通拠点の周辺環境の整備やアクセス道路の整備、通勤環境の整備などを進めることにより、既存企業の留置、新規優良企業の誘致を図る。これにより、雇用の拡大と転入を促進する。

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標	基準値 (平成 26 年)	目標値 (平成 31 年)
町内事業所数 (経済センサス)	1,524 (平成 24 年)	1,524

【具体的な事業】

○生産・流通拠点交通基盤整備事業

- ・ 三芳スマート IC フルインター化を契機に、生産・流通拠点のエリアを整備するとともにアクセス道路等周辺のインフラの整備と安全対策を行う。

○企業の誘致・留置事業

- ・ 埼玉県の企業誘致政策と連携しつつ、企業や民間デベロッパーの動向を積極的に情報収集し、優良企業の誘致を推進する。誘致にあたっては、「自然災害が少ない町」や三芳スマート IC フルインター化による利便性の向上などの町の優位性をアピールし、流通や製造業に限らず特色のある企業や将来性のある分野の企業を見極めて誘致拡大につなげる。また、都市計画の見直しや各種企業支援施策を展開することにより既存企業の留置を図る。

(3) 農業振興と6次産業プラスによる地域ブランド開発

【施策の方向性】

三芳町の都市近郊型・環境保全型農業の多面的機能を有効に活かした農業の振興と担い手育成を図る。また、「みよし野菜」をはじめとした、「6次産業プラス」を通じた地域ブランドの開発を図ることによって関連分野での雇用の安定を図る。

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標	基準値 (平成 26 年)	目標値 (平成 31 年)
認定農業者数	87 人	100 人
経営耕作面積	375ha	375ha

【具体的な事業】

○みよし野菜のブランド化事業

- ・ みよし野菜の知名度を上げ、都市農業としての利点を生かした販路拡大と6次産業プラスなどの高付加価値化を図る。

○環境保全型農業推進事業

- ・ 減農薬・減化学肥料による農業を推進し、伝統的な落ち葉堆肥による循環型農法の拡

大を図る。

○後継者育成と担い手農家の育成事業

- ・ 全国でも評価の高い農業技能の持続可能性を高めるため、新しい感覚を持った次世代農業者や女性農業者等、多様な担い手となる後継者や新規就農者を支援する。

○6次産業プラスによるブランド開発事業

- ・ 生産者などによる農産物の加工・販売・流通への展開、企業・団体等と生産者などと連携し、町ならではの観光や体験などをプラスした新商品の開発や加工などの6次産業化の取り組みを推進する。

(4) 地域のシンボリック賑わい空間の創出

【施策の方向性】

三芳スマート IC 周辺に道の駅の要素を取り込んだ新たなビジネス拠点となる賑わい空間の創出を図る。これにより、農商業の振興と雇用の拡大を図る。

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標	基準値 (平成 26 年)	目標値 (平成 31 年)
(仮称) 三芳賑わいバザール公園構想	—	構想策定完了

【具体的な事業】

○三芳賑わいバザール公園整備事業

- ・ フルインター化をめざしている三芳スマート IC の隣接地に、地域のシンボリックな賑わい空間を創出し、観光、商業、サービス業を中心とした施設を整備し、商業の活性化とともに雇用の拡大や地域イメージの向上を図る。

基本目標Ⅱ 新しいひとの流れをつくる

～子育て世代の定住化とトカイナカみよしを楽しむ～

(1) 昼間人口の夜間人口化の推進

【施策の方向性】

昼夜間人口比率が県内トップという三芳町の特徴を活かし、昼間人口の夜間人口化を図る。これにより、町内事業所の町外からの通勤者の町内定住化を促進する。

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標	基準値 (平成 26 年)	目標値 (平成 31 年)
三芳町への通勤通学者の町内常住比率	27.1%	27.5%

【具体的な事業】

○職住接近プロジェクト事業

- ・ 昼夜間人口比率が県内トップという町の特徴を活かし、職住接近のライフスタイルを実現することで町への定住化を促進するため、町内通勤者の現状を調査・研究し、町内企業と連携して、町外からの通勤者に対して転入を促進していく事業を進めていく。実施にあたっては、転出入者の実態をアンケート等により調査・研究し、ニーズを把握することにより、具体的な施策を進める。

(2) 住宅対策と定住促進

【施策の方向性】

土地区画整理により、良好な住環境の整備を進めるとともに、民間企業との連携を図り、魅力ある住宅の開発や住宅購入優遇措置等により、子育て世代の定住化を図る取組を進める。また、空家情報を収集し、まちの魅力とともに町内外に発信することにより、移住定住を促進する。

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標	基準値 (平成 26 年)	目標値 (平成 31 年)
定住意向 (住民意識調査)	80.4%	83%

【具体的な事業】

○魅力ある住宅開発調査事業

- ・ ゼロエネルギー住宅やスマートハウス等、新たな住宅環境を調査・研究し、魅力ある住宅の開発を民間活動により推進する。またこれを内外にアピールし、住宅購入を促進し、定住化を図る。

○土地区画整理促進事業

- ・ 良好な都市基盤整備を推進するため、北松原土地区画整理事業、藤久保第一土地区画整理事業、富士塚土地区画整理事業の完成をめざす。また、駅に近い地域の都市計画

の見直し等の検討とともに新たな商業系・住居系も含めた土地区画整理事業の調査・研究をする。

○空家活用定住促進事業

- ・ 不動産業者等との連携により空家情報を収集し、まちの魅力とともに町内外に情報発信することにより、移住定住を促進する。

○金融機関との連携事業

- ・ 地元金融機関と連携し、町内への転入促進を図るため、子育て世代の住宅ローンの金利優遇措置等の事業を推進する。

(3) 町外者を呼び込むシティプロモーション

【施策の方向性】

公共交通の充実により、住民や観光客の町内移動を活性化する。また、三富新田、富の川越いも、菜の花、ほたる、そば等の町の観光資源を活用するとともに、観光拠点を整備することで、交流人口を増やす。さらに東京オリンピック・パラリンピックを契機に、三芳スマート IC のフルインター化により東京圏からの人の流入を増進させ、インバウンド等につなげる。

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標	基準値 (平成 26 年)	目標値 (平成 31 年)
観光入込客数	80,813 人	90,000 人
ふるさと納税の返礼商品数	14 点 (平成 27 年)	50 点

【具体的な事業】

○町内公共交通整備事業

- ・ 町内移動や町周辺の拠点までのアクセスを充実させるため、既存のバス補助路線の再編や住民ニーズに合致する新たな公共交通の導入に向け、暮らしを支える地域交通の環境づくりを進める。

○スマート IC フルインター化整備事業

- ・ 三芳スマート IC における東京方面の出入を可能にすることで、観光の利便性や交通手段の拡大を図り、東京圏からの人の流入を促進する。

○観光資源の活用と観光拠点整備事業

- ・ 周辺自治体の観光資源と連携し、三富新田・富の川越いも・菜の花・ほたる・そば等、点として存在する観光資源のネットワーク化を図り、観光客の滞在時間を長くし、周遊性を高める。また、「けやき並木通り (いも街道)」、「農業センター」「島田家住宅」「竹間沢こぶしの里」等の観光拠点の整備や、案内看板、サイン等の充実を図り、観光客の満足度や利便性の向上を図る。

○町の魅力発信と観光推進事業

- ・ メディア等と連携し町の特徴や資源を内外に発信、プロモーションし、三芳町の認知度や愛着度を向上させる。

○ふるさと納税推進事業

- ・ 町を応援しようとする人から広く寄附金を募り、町の魅力や地元特産品等を PR し、地元産業の活性化を図る。実施にあたっては返礼品の拡大に努め地元事業者や企業との連携を深めていく。

○ロケーションサービス推進事業

- ・ 町を舞台とした映像をとおして、町の魅力を積極的にアピールし、イメージアップにつなげていく。また、庁舎等公共施設をロケーションとして積極的に提供していくとともに、使用する場合の規定等の仕組みづくりを行っていく。

○オリンピック・パラリンピック効果の活用

- ・ 東京オリンピック・パラリンピックの波及効果を積極的に活かし、国際交流、青少年育成、スポーツの振興、観光の振興、インバウンドにつなげるため、ホストタウンや日本遺産認定等について検討していく。

基本目標Ⅲ 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる ～みよしの特性を活かした魅力的な子育て環境をつくる～

(1) 仕事と生活の調和の推進

【施策の方向性】

若い世代のワーク・ライフ・バランスを整えることで、若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる。

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標	基準値 (平成 26 年)	目標値 (平成 31 年)
女性の就業率	44.6% (平成 22 年)	46%

【具体的な事業】

○子育て支援による仕事と生活の調和事業

- ・ 保育サービスの充実と子育て情報の提供、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、学童保育室の充実など、地域の実情に合わせた柔軟な対応を進め、子育てファミリーの仕事と生活の調和を推進していく。

○職住接近による仕事と生活の調和事業

- ・ 町内事業所勤労者の町内居住を促進し、通勤時間の短縮や子育て家庭に合わせた就労条件の充実を図ることによって、仕事と生活の調和を推進していく。

(2) 出会いから結婚・出産までの支援

【施策の方向性】

若い世代の男女の出会いの場を創出するとともに、結婚、出産のしやすい環境づくりを進め、子育て世代の転入・定住の増加を図る。

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標	基準値 (平成 26 年)	目標値 (平成 31 年)
年間婚姻届出数	103	120

【具体的な事業】

○出会いの場創造事業

- ・ 未婚化・晩婚化が進む中で、婚姻希望者に対しての側面的な支援や出会いの場を提供する講座の提供、イベントなどの後に交流の場を設定するなど、多様な出会いの場を提供する。

○結婚・出産に対する支援事業

- ・ 結婚・出産に対して、記念となる支援策を検討し、結婚・出産のしやすい環境づくりを進める。

○不妊に関する相談と治療費助成事業

- ・ 医療機関等と連携し、不妊に関する相談体制を整備するとともに、治療費助成の充実を図る。

○多子世帯の支援事業

- ・ 多子世帯向けの出産に対する助成や支援事業を整備することにより、出生率の向上や子どもを産み育てやすい環境づくりを進める。

(3) 子ども・子育て支援の充実

【施策の方向性】

「子育てするなら三芳町で」と実感できるような体制整備を進め、地域で安心して子育てができるよう町ぐるみで子育てを支援していく。子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、ひとり親家庭への支援、児童相談などの充実に取り組むことで、子育て世代の定住化を図る。

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標	基準値 (平成 26 年)	目標値 (平成 31 年)
地域子育て支援拠点事業延べ利用親子数	9,100	11,000
ファミリー・サポート・センター事業年間活動件数	2,927	3,100
乳幼児健診受診率	92%	95%

【具体的な事業】

○地域ぐるみの子育て環境整備事業

- ・ 地域全体が子育てに関心を持ち、地域ぐるみで子育てに参加していく体制づくりを進める。これにより、親の育児負担の軽減や地域交流をとおして親の育児力を高め、子どもにとってより良い養育環境の整備を図る。また多世代交流による子どもの共感性の発達を促進し、子育てサークルや子育て情報の発信と交流システムの構築を図る。

○子育て支援センター事業

- ・ 親の保育に対する要望に対し、相談・情報・サービスの提供を充実させ、総合的な支援拠点として子育て支援センターの機能を充実させていく。

○ファミリーサポート事業

- ・ 仕事と子育ての両立や子育ての孤立に悩んでいる家庭に対して、子育て支援サービスの提供に努める。サービスの提供にあたっては子育て経験を活かせる相互援助活動による協力体制を整備していく。

○ひとり親家庭支援事業

- ・ ひとり親家庭の就労支援や育児負担の軽減を図るため、ファミリー・サポート・センター、緊急サポートセンター利用料を助成する。また、相談体制の充実、学習支援、サロンなどさまざまな支援をとおして、生活の安定と就業や自立を促進する。

○貧困家庭児童支援事業

- ・ 貧困家庭等の子どもに対する、就園・就学援助や相談体制の充実、学習支援などのさまざまな支援を充実させていく。

○虐待防止児童相談事業

- ・ 専門職の配置により児童相談事業の充実を図り、妊娠・出産・育児の記録のデータベース化を進め、妊娠中から切れ目のない子育て支援を図っていく。また、「三芳町子どもを守る地域ネットワーク協議会」との連携を強化し、児童虐待防止に努める。

○児童館における乳幼児親子支援事業

- ・ 乳幼児を抱える親子が、安心して楽しく遊べる場所として、児童館の役割を充実させるとともに、集団遊びの場を設けることにより親同士の交流や子育てにおける情報交換の機会を提供する。

○母子保健対策充実事業

- ・ 妊産婦や乳幼児の健診の実施、専門職による相談支援の充実、さらには子どもの育てにくさを感じる親に寄り添う等の切れ目のない支援を充実させ、関係機関などとの連携体制を強化する。

○こども医療費助成事業

- ・ 0歳から中学生までを対象に入院・通院の保険診療分にかかる医療費を助成する。

(4) 保育サービスの充実

【施策の方向性】

保育施設や保育サービスを充実させるとともに、子どもたちが地域で安心して過ごせる児童館づくりを展開するなど、子育てがしやすい三芳町として環境を整備し、子育て世代の移住定住促進につなげる。

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標	基準値 (平成 27 年)	目標値 (平成 31 年)
保育所待機児童数	5	0
認可保育所への受入人数	605	703
放課後児童クラブ (学童保育室) 定員確保数	331	411

【具体的な事業】

○保育所の多機能化推進事業

- ・ 保育所に入所する児童だけにとどまらず、子育てに関する支援サービスの場所として保育所の運営を検討する。それにより子育てに対して不安や疑問を持つ保護者に対する相談窓口としての機能や、育児に関する講座の開催など、子育てをしている保護者の交流拠点としての機能の充実を図る。

○保育施設整備事業

- ・ 地域における保育需要を把握し、民間活用による保育所開設を検討し、入所児童見込みに見合った適切な施設の整備に努める。

○多様な保育サービス充実事業

- ・ 保育の必要性のある家庭の要望や実態を把握したうえで、公・民保育施設が連携し待機児童解消に向けた延長保育をはじめとする保育サービスの充実を図る。

○放課後児童クラブ（学童保育室）整備事業

- ・ 放課後留守家庭の児童の健全な育成を図り、保育ニーズに応えるため放課後児童クラブ（学童保育室）施設の整備と質の向上に努める。また、利用者が増加しているため、必要に応じて分割、新設等適正な運営を図り支援員の適正な配置に努める。さらに、民間活力の導入を検討する。

○児童館機能充実事業

- ・ 地域と児童館が協力的な関係をつくり、子どもが安全安心に過ごせる環境づくりに努める。また、子どもたちが安全に育つよう豊かで幅広い児童館活動を展開していく。

（５）教育の充実

【施策の方向性】

児童生徒がいきいきと学校生活を送ることができるよう、創意工夫を活かした特色ある教育活動の展開や学習環境の整備充実を図る。教育の機会均等を図るため、保護者への就園・就学の経済的支援を実施する。

【重要業績評価指標（KPI）】

指標	基準値（平成 26 年）	目標値（平成 31 年）
学校図書館蔵書達成率(%)	79.0	90.0
全国学力・学習状況調査（全国平均を上回る領域）	1/4 教科	3/4 教科

【具体的な事業】

○教育内容の充実事業

- ・ 児童生徒に生きる力をはぐくむことをめざし、確かな学力の定着、豊かな人間性やたくましく生きるための健康や体力を育成するため、創意工夫を活かした特色ある教育活動を展開する。

○就園奨励・就学支援事業

- ・ 私立幼稚園就園奨励、小中学校就学支援制度の整備と周知に努め、保護者の経済的負担を軽減し、教育の機会均等を図る。

○学校図書館の整備・運営事業

- ・ 読書を通して児童生徒の豊かな心をはぐくむため、学校図書館教育推進委員会を中心

に、町の図書館やボランティアと学校図書館が連携し多様な読書活動を展開するとともに、学校図書館の蔵書の充実を図る。

○時代の変化に対応する教育の推進事業

- ・ グローバル化に対応する力をはぐくむ教育を推進するとともに、外国語教育の充実を図る。学校 ICT 整備・活用を推進し、児童生徒の情報活用能力を育成する。また、環境教育、資源・エネルギー教育等、今日的な社会課題に対応する教育を推進する。

○学校施設・設備整備事業

- ・ 老朽化が進む町内 8 校それぞれについて、中長期的な整備計画を作成し長寿命化による学校施設・設備の整備を図る。

○青少年健全育成事業

- ・ 学校、行政区、子ども会育成会、青少年相談員やジュニアボランティアリーダーをはじめ、地域の広範な団体や個人と連携し、青少年が主人公となる体験活動等さまざまな事業を実施するとともに、関係機関と連携して青少年の相談体制の整備を図る。また、地域の学習支援活動の支援や学校応援団など、地域を挙げて青少年の健全育成を推進する体制をつくる。

(6) 地域の特性を活かした子育て環境の充実

【施策の方向性】

三芳町の農業や平地林をはじめとした地域の特性を活かした体験型事業や親子教室、芸術文化に親しむアウトリーチ活動等を通じて、子どもの幼少期における好奇心や感受性をはぐくみ、創造性豊かな人材の創出へつなげる。また、幼少期の記憶を地域の愛着へ結びつけ、将来の定住意欲の醸成を図る。

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標	基準値 (平成 26 年)	目標値 (平成 31 年)
年少人口	5,303	4,900

【具体的な事業】

○親子参加型事業

- ・ 図書館における及びブックスタートプラス事業や子育て施設・公民館等による親子教室、公園デザイン事業など、親子参加型で、親と子どもの共感を創出して特色ある事業を展開する。特に父親の子育てを応援していくための情報提供や支援を親子事業に加えていく。

○情操豊かな子どもの育成事業

- ・ 町内の農業における収穫体験や平地林における体験・学習型事業、芸術文化に親しむアウトリーチ活動等、町の特色を活かした体験型事業を地域ぐるみで充実を図り、幼

少期の豊富な体験を生み出すとともに、地場産品を通じて地域に対する理解を深める食育事業を推進していく。

基本目標Ⅳ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携する

～誰もが安心して、いつまでも住み続けたい町みよし～

(1) 生涯活躍できるまちづくり

【施策の方向性】

時代に合った地域づくりや住民ニーズに対応できる多様な主体による連携と多様なレベルにおける協働のまちづくりを促進させるとともに、住民の積極的なまちづくりへの参加や高齢者が地域でいつまでも活躍できる体制を整えることで、転入促進・転出抑制につなげる。

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標	基準値 (平成 26 年)	目標値 (平成 31 年)
協働事業連携団体数	20 団体	25 団体

【具体的な事業】

○まちづくりボランティアやNPOの育成とネットワーク事業

- ・ まちづくりに関わってみたいという住民の意欲を支援し、行政の各分野で入口の整備を図り、まちづくり活動の層の拡大に努める。すでに活躍しているボランティア相互のつながりを高めあう機会を演出し、住民主体のまちづくり活動の展開を促進するとともに、協働の担い手となるボランティア団体等 NPO の育成を図る。

○健康長寿プロジェクト事業

- ・ 保健・医療・福祉の連携、健康づくりのモチベーション向上施策等の展開により、高齢者をはじめとして、住民がいつまでも元気に活躍できる健康長寿のまちをめざす。

○高齢者の就労等社会参加推進事業

- ・ 働く意欲のある高齢者の就業等社会参加に関する情報提供やコーディネートをする体制を構築し、高齢者が生涯にわたり活躍できるまちづくりを推進する。

(2) 誰もが快適で暮らしやすいまちづくり

【施策の方向性】

子どもや高齢者、障がい者が快適に安心してらせるまちづくりを推進するとともに、住居表示の実施や地域拠点の整備等を進め、地域の活性化を図る。

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標	基準値 (平成 26 年)	目標値 (平成 31 年)
歩道整備箇所	—	16 箇所
保存樹林の指定	2.5ha	5h
住みやすさ (住民意識調査)	82.9%	85%

【具体的な事業】

○歩道の整備等バリアフリー事業

- ・ 歩道・車道の分離を推進するとともに、安全で快適な歩道空間を拡充し、人にやさしい都市環境を創造する。既設歩道の段差解消を行い、高齢者や障がい者に配慮したバリアフリーな歩道の改良・整備を進める。また、公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、災害時や緊急時に目で見える文字情報の提供や視覚障がい者への音声情報の提供などの情報のバリアフリー化を推進する。

○藤久保拠点施設整備事業

- ・ 藤久保第一土地区画整理事業地内の既存の学校、公民館、図書館、児童館などの施設を更新・複合化することで、藤久保地域住民の教育、文化、保育等の生活拠点となる施設を整備し、多世代交流や地域コミュニティの維持・活性化を図る。

○緑のトラスト保全活用事業

- ・ 平地林を公有地化し、優れた自然環境を後世に残し、広く住民へ公開する。また、子どもから大人までが参加できる緑地活用プログラムを策定し緑地の活用を推進する。

○住居表示整備事業

- ・ 生活の利便性や都市イメージの向上の観点から、市街化区域の住居表示について調査・研究し、住居表示の基本方針を策定し、整備を進めていく。

○地域間連携推進事業

- ・ 観光、文化、歴史等、まちの特性や資源を活かし、これらを他の市町村や町内各地域と組み合わせ、日本遺産など各分野、テーマで連携することにより相乗効果を発揮して、より効果的な事業を推進することで時代にあった地域づくりを進める。

資料

資料1 三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員名簿

まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会

(順不同・敬称略)

		氏 名	所 属
1	会長	吉田 博	淑徳大学教授
2	職務代理	佐藤 誠一郎	中小企業診断士研究会
3	委員	遠藤 日出夫	岩岡印刷工業株式会社
4	委員	細谷 光弘	三芳町農業委員会
5	委員	久保 務	三芳町商工会
6	委員	長南 光宜	埼玉りそな銀行
7	委員	松田 聖吾	埼玉縣信用金庫
8	委員	上田 剛	株式会社ジェイコムさいたま
9	委員	笠原 高治	住民代表
10	委員	齊藤 富美江	住民代表

資料 2 三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例

○三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例

平成 27 年 3 月 31 日

条例第 2 号

(設置)

第 1 条 まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条第 1 項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定等のため、三芳町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問により、次の事務を所掌する。

- (1) 総合戦略の策定に関すること。
- (2) 総合戦略の成果の検証に関すること。
- (3) 総合戦略の見直しに関すること。
- (4) その他総合戦略の策定等に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長)

第 5 条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の調査権限)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、職員その他の関係者に対し、出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(調査審議手続の公開)

第8条 審議会の調査審議の手続は、公開する。ただし、当該手続の内容により非公開とすることが適当と認めるときは、審議会は、会議に諮り、公開しないことができる。

(答申の公表)

第9条 審議会は、答申をしたときは、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

第2条 この条例の施行後最初に委嘱される審議会の委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。